

276 東京帝国大学附属の千葉県下演習林に関する訴訟に付弁

護士原嘉道へ委任状案 [明治三十二年三月十八日]

明治卅二年三月十八日

書記官 (丸山熊男) (武部直松) (富塚梅) (榎本勝多)

総長 (菊池大麓) (松井直吉) (川瀬善太郎)

分科大学長 (松井直吉) (川瀬善太郎)

弁護士原嘉道ニ交付スヘキ委任状案 (別紙川瀬教授報告書ニ基ク)

委任状

(欄外注記1)

本官ハ弁護士原嘉道ニ左ノ権限ヲ委任ス

一千葉県君津郡龜山村大字四方木関口倉吉同県同郡同村大字蔵玉朝生久米之助及同県市原郡白鳥村大字戸面鈴木為蔵 (抹消)

者ニ対シ神作栄治ガ其所有千葉県君津郡龜山村大字四方木字西原四百四十八番ノ内一山林ノ一部ト称スル同県同郡同村

同大字字 (沢ノ池) 池ノ沢六百九十九番官林内ニ於テ伐木ヲ停止セシムル為メ民事訴訟ヲ千葉地方裁判所木更津支 (抹消) (配)

部ニ提起シ之ヲ遂行スル一切ノ行為

一原嘉道ノ都合ニ依リ前項ノ行為ニ付臨時複代理人ヲ撰任スル
權

右委任状仍テ如件

年月日

東京帝国大学総長学位氏名

本学附属演習林係争地実地調査報告書

本学附属演習林千葉県君津郡龜山村大字四方木字池ノ沢官林ハ
曩ニ同県同村大字四方木字西原四四八番ノ一山林所有主神作栄
治ナル者該官林ノ老部別紙図面ニ於ケルいろ線ヨリ西南はに線
ニ至ル間ヲ自己所有山林ノ部分ナリト称シ伐木セシ事実ニ付冒
認販売ノ廉ヲ以テ千葉地方裁判所木更津支部ニ於テ軽罪ノ刑ニ
処セラレ上告ノ上控訴院ニ於テ証拠不十分ノ故ヲ以テ無罪ノ宣
告ヲ受ケタルモノナリ

今該箇所ヲ実地ニ付キ調査セシニ其官林ニ属スヘキ事ハ当初告

(下札1)

発ノ際提供セシ証拠ニヨリ明諒ナリトス然ルニ右神作栄治ハ当
初ノ伐採残木樅、松、梅及ヒ雜立木材積土凡ソ八拾棚余ヲ千葉
県君津郡龜山村大字四方木関口倉吉同県同郡同村大字蔵玉朝生
久米之助及ヒ同県市原郡白鳥村大字戸面鈴木為蔵ニ売却シ目下
右買受人等ハ伐採製炭中ニシテ今後数日間ニハ其全部ヲ伐リ尽
スナラン

右係争地ノ調査実況報告候也

明治三十二年三月十八日

農科大学附属演習林長教授 川瀬善太郎

東京帝国大学総長理学博士 菊池大麓殿

別紙池之沢私訴判決書供回覽候也

明治卅二年八月五日 演習林長

(川瀬善太郎)

供閱

(松井直吉)

学長

(菊池大麓)

総長

(武部直松)(丸山熊男)

書記官

(花押)

明治三十二年八月五日

書記

(堀忠喬)

(富塚栴)

(榎本勝多)

拜啓別紙判決書御廻し申上候間御落掌被成下度候也

七月十七日

原法律事務所

川瀬善太郎様

明治三十二年十月二十日

書記官

(丸山熊男)

(菊池大麓)

総長

書記

(富塚栴)

(花押)

(欄外注記2) 農科大学演習林伐木停止事件ノ訴訟代理之義別紙農科大学長ノ
上申通弁護士原嘉道へ囑託相成別按委任状交付相成可然乎

訴訟代理委任状

本官ハ弁護士原嘉道ニ左ノ権限ヲ委任ス

一千葉県君津郡龜山村大字四方木字池ノ沢官林伐木停止事件ノ

被告千葉県君津郡龜山村大字四方木関口倉吉同県同郡同村大

字蔵玉朝生久米之助及同県市原郡白鳥村大字戸面鈴木為蔵ヨ

リ提起セル控訴事件ニ関スル訴訟行為ノ事

一訴訟代理人原嘉道ノ都合ニ依リ臨時復代理人ヲ任スルコトヲ得

右訴訟代理ノ委任状如斯候也

年月日

総長

農科大学大第二二四号

本学所属千葉県下演習林字池ノ沢ニ於ル立木伐採事件被告ヨリ控訴相成候ニ付右訴訟代理人ヲ弁護士原嘉道ヘ委嘱セラレ該委任状至急本人ヘ御交付相成度此段上申候也

明治卅二年十月十九日

東京帝国大学農科大学長理学博士 松井直吉 印

東京帝国大学総長理学博士 菊池大麓殿

明治三十一年十一月三十日

書記 (堀忠喬)

農科大学長 (松井直吉)

演習林長 (川瀬善太郎)

総長

(丸山熊男) (武部直松)

書記官 (名見耶六郎)

会計課長

要再回スミ (岡崎義元)
(名見耶六郎) (岡崎義元)

演習林ニ関スル訴訟費ノ件

本学所属千葉県下演習林ニ関スル訴訟事件来ル十二月七日口頭弁論ノ期日ニ有之就テハ該弁護料取極方別紙之通弁護士ヨリ申来リ候処不相当ニモ無之哉ニ相考候ニ付申出之通御決定相成可

然哉此段相伺候也

東京帝国大学 第七二二六号 原嘉道エ通知案

本学所属千葉県下演習林字四方木 (ニ於ケル) 控訴事件ニ関スル弁護料之儀ニ付御申出之処右ハ御申越之通承認シ則弁護料

(抹消) (トシテ) 金貳百円トシ若シ実地ノ検証及鑑定ヲ為ス場合ニハ金五拾円ヲ増加シ裁判所ニ納付スル実費ハ別ニ御交付ノ事ニ可

取計候間此段申進置候也

弁護士原 嘉道殿

総長

(封筒) 「原弁護士書翰」

拝啓爾来御無沙汰ニ打過キ候処益御清適奉賀候然者四方木山林之民事訴訟ハ来月七日口頭弁論期日ニ有之候ガ右控訴之弁護料モ予メ一定シ置ク方便宜カト存候ガ如何ニ御座候哉若シ取極メ置ク方宜敷トノ事ニ有之候ヘハ二百円位ニテハ如何ニ御座候哉尤モ控訴審ニ於テモ第一審ト同シク実地ノ検証及鑑定ヲ申請致ス考ニ付若シ控訴院ニテ之ヲ採用スル場合ニハ右費用ヲ納付セサルヘカラサル上小生モ出張ヲ要シ候ニ由リ二百五十円ニ増額(裁判所ニ納付スル実費ハ別)スル事ニ致度候右得貴意度如斯ニ御座候 不備

十一月廿九日

原 嘉道

川瀬善太郎様

(欄外注記1)

「三月十八日川瀬教授ニ渡ス」

(欄外注記2)

「十月廿一日送達済」

(欄外注記3)

「十二月五日送達済」

(下札1)

「^④ 兼テ差出置候分少シク訂正致候ニ付比ノ控書モ本書ノ通

リ訂正致候」

(下札2)

「別紙判決書ハ命令執行ノ為入用ノ趣ニ付三十四年九月十六日農科
大学ニ送付セリ」

『検印録』明治三十二・卅三年、^④F7」